

(独) 放射線医学総合研究所における不適切な手続による
研究費の支出に関する調査結果報告書

平成 20 年 8 月 26 日

研究費不正使用調査第三者委員会

独立行政法人 放射線医学総合研究所
理事長 米倉 義晴 殿

平成 20 年 7 月、貴研究所に設置された「研究費不正使用調査第三者委員会」(酒井 敬 委員長、以下「委員会」という。)として我々第三者委員は、設置以来、放射線医学総合研究所(以下「研究所」という。)による基礎的な調査を踏まえて合計 4 回の調査審議を重ね、ここに調査報告書を取りまとめた。

委員会としては、研究費の不適切な使用に係わる全貌を捉え、関係する研究者を特定し処分の基礎とし、更に原因の究明及び再発防止策への活用を図るため、情報の収集と分析に鋭意努力してきた。本件には研究所に対する納入業者である民間企業が関係しており、同企業の調査への全面的な協力が不可欠であったが、研究所が期待する形での協力が得られず、調査のために収集できる情報が限定的であり、全ての事実関係が明らかとなっているわけではない。

しかし一方で、問題の発覚以来、研究所が数次に亘り研究者にヒアリングをし、追加のアンケートや面談をし、そして研究者から可能な限り最大の資料を収集し、保有する伝票等の記録と突き合わせ、一部は上記企業の記録とも照合し確認するなど 3 ヶ月以上に亘る作業を重ねて来たことは、この種の問題に関する調査として評価できる。従って、この報告書の内容も、研究所が関係者の特定及び処分、原因の究明、再発防止策の策定を行う基盤として十分に参考となるものであり、委員会としてもこの研究所の努力を多としたい。

今後は、研究所が、提案されている改善方策を具体的に講じて、より適切、かつ、効率的な運営を一日も早く達成し、研究所が国民から負託されている任務を果たしていけることを祈りたい。

平成 20 年 8 月 26 日

研究費不正使用調査第三者委員会

委員長 酒井 敬



委員 川野辺 充子



委員 野口 昌宏



不適切な手続きによる研究費の支出に関する調査結果

1. 経緯

我々、研究費不正使用調査第三者委員会は、放射線医学総合研究所研究費不正使用調査第三者委員会規程（平成 20 年 7 月 8 日、20 規程第 59 号。以下、「第三者委員会規程」という。）に基づき設けられ、またその要請に基づき委員としての委嘱を受けた。

不適切な手続きによる研究費の支出に関しては、平成 20 年 6 月 28 日、放射線医学総合研究所（以下、「研究所」という。）から平成 20 年 3 月末で総額 32 百万円の研究費を一業者に預ける形で管理させていたこと、これまでに 43 人（退職者 11 人を含む。）が関与したことが公表された。また、研究所は、上記公表に際し、今後の詳細な調査を客観的かつ公正に進めていく必要があることから、第三者からなる委員会を立ち上げ詳細な調査を実施し、預け金の額及び使途、預け金の経緯、不適切な使用の対象となった研究費等を特定することとした。

当委員会は、このような背景から研究所の要請を受け、また研究所における 6 月 28 日までの調査（以下、「予備調査」という。）の結果も踏まえて、本件に関する詳細な調査を行った。

2. 調査の概要

(1) 調査の体制

当委員会は、以下の委員 3 名より構成され、委員長は互選により酒井委員が務めた。

委員長 酒井 敬（公認会計士）

委員 川野辺 充子（弁護士）

委員 野口 昌宏（公認会計士）

また、任務は、第三者委員会規程第 2 条に基づき、以下のとおりとされた。

(委員会の任務)

委員会は、第 1 条の通知（「不適切な手続きによる研究費の支出に関する詳細かつ徹底的な究明について（通知）」20 文科振第 721 号、平成 20 年 6 月 30 日）に基づき、次に掲げる事項について事実関係を解明するための調査及び審議を行う。

- ①研究費の預け金が開始され、継続された時期
- ②各年度の各関係者・研究費の種別毎の預け金の金額
- ③預け金の使途
- ④他の業者との取引における不正
- ⑤その他第 1 条に規定する通知に基づき必要とされる事項

当委員会における調査・審議を円滑かつ迅速に行うため、研究所内に総務担当理事をリーダーとする職員からなる調査チーム（11名）を設置し、当委員会の指示に基づき、基本的なデータ・情報の収集、整理、分析等にあたらせることとした。

委員会会合は、7月10日（木）、7月29日（火）、8月18日（月）、8月26日（火）に開催し、調査チームからの報告を受け、集中的に調査・審議を行う形で進めた。

（2）調査の対象となる預け金

調査の対象となる預け金については、文部科学省研究費不正対策検討会等での議論を参考とし、①架空の取引等正規の手続きを取らずに研究所に代金を支払わせ、業者に当該金額を管理させ、又は正規の手続きを取って研究所に代金を支払わせた後、他の物品の購入に充てられる金額、及び②物品の納入等の後に、正規の発注等の手続きを実施し、支出された金額（当該契約に対して実際には納品事実のない、いわゆる架空発注により捻出した資金により、先行発注した別の物品の売り掛けを精算させるための金額）、とした。

（3）職員への書面調査・聴き取り等調査の方法

①予備調査

平成20年5月末、研究費の不適切な使用に関して所内調査の必要性が指摘され、また一業者（以下、単に「業者」という。）に対して情報提供を要請した。その後6月中旬にかけて、役員、企画部長、総務部長を中心にしたチームにより、主任研究員以上163名に対する聴き取り調査を実施するとともに、業者側の幹部に面会し情報提供に係わる協力要請を行った。更に、6月下旬にかけて、上記聴き取り調査対象者以外の約600人を対象とする預け金への関与について書面調査を行い、これらを踏まえて、文部科学省宛に報告書を提出した。

②予備調査で判明した43人に対する調査

7月14日（月）、予備調査で判明した43人に対して調査票を送付し、調査を実施した。調査内容は、業者に対する預け金の開始時期、経緯、研究費の種類、架空発注の内容と金額、預け金からの納品の内容と金額等である。特に、架空発注の内容及び預け金からの納品に関しては、年月日、品名・数量、金額等の詳細を調査するとともに、参考となる資料（業者が発行している納品書など）の提供を求めた。

この回答をもとに、7月23日（水）から25日（金）まで役員による聴き取りを実施するとともに、預け金からの納品の事実を確認するため、業者からの納品書の有無、納入品の現認、納入品に係る研究記録等を調査した。

また、業者側から提供され、平成18年度及び19年度に新たに前受け金（「預け金」に係わる業者側の表現）に計上されたとする契約案件（123件。43名以外の者も含む。）について、契約内容の確認、納品の事実・時期の確認等を実施した。

③全職員に対する最終確認（書面調査）

8月5日（火）に、研究者を含む全職員（786人。ただし、病気休暇中等の7人を除く779人から回収。）に対して預け金への関与の有無について最終的に確認するための書面調査を実施した。同時に、関与者に対しては、保有、保管されている全ての記録、資料等を提出することを求め、以降、事実関係について誤解が生じないよう強く要請した。

④関与した職員等の確認作業

上記最終確認のための書面調査の後、追加提出された資料等に基づき、平成18、19年度における預け金の額、内容等の確認、同時期における預け金からの支出の額、内容等について、関与者と個別面談を繰り返し、調査結果に確実に採用されうる内容の確定作業を行った。更に、それまでの間、関与について疑われる研究者について、関連する資料、関係者の証言等に基づき、関与の有無及び程度について相互に確認する作業を繰り返し、関与者へ含めるか否かについて詳細な検討を行った。最終的には、関与した研究者個々人の預け金に関する情報を整理し、各人の確認を得た。

（4）業者への調査

本件全容を明らかにするためには、研究所側の書類（経理・契約部門に関する書類）は形式的には正規の手続きを取ったように整理され、支払いがなされており、また預け金からの納品も直接研究者個々人になされていることから、業者側の協力が不可欠である。

研究所総務担当理事及び研究担当理事が予備調査段階を含め、5度にわたり、業者側社長に面会し、研究所が置かれている状況を説明するとともに、詳細な情報提供について協力の要請を行ってきた。

業者側からは、予備調査段階で、前受け金の平成18年度末及び19年度末残高（18年度については、個人名等毎の内訳を含む。）、平成18年度及び19年度に新たに前受け金に計上したとする契約案件等の情報提供を受けている。

これら提供された情報の事実確認のため、業者に対しては、予備調査段階後も引き続き、研究者毎に発注されたが納品されていない物品に関する契約事項（金額、品目など）に関する情報、研究者毎に預け金から納品された物品に関する金額、品目などの情報の提供を要請した。また、研究所側契約関係書類と突き合わせを行うため、併せて業者側帳簿の閲覧につき協力を要請した。8月7日及び同12日、調査チーム担当者によって、預け金からの支出に関し、研究者提出の支出項目（品目135件）は業者側の売上げ台帳で確認することができたが、前受け金に関するその他の具体的な内容については、当方が必要とする情報の開示は得られなかった。

3. 調査の結果

(1) 預け金に関与した職員

予備調査の結果（主任研究員以上の研究者等 163 名からのヒアリング、及びそれ以外の全職員に対する書面調査）、予備調査で判明した 43 名に対する書面調査及び聞き取り調査、業者から提供された平成 18 年度及び 19 年度に新たに前受け金に計上したとする契約案件（123 件）に係る調査、並びに全職員に対する最終確認（書面調査）から、預け金等の不適切な経理に計 43 名の職員（うち退職者 11 名）が関与したことを確認した。

予備調査段階（43 名）からの変動は、調査の結果新たに関与を確認した者 3 名、関与が認められなかった者 3 名である。関与が認められなかった 3 名については、以下の理由によるものである。

- ①研究用消耗品（血清）を、保管場所の都合から分割納入させたところ、業者側の会計処理上、前受け金として処理された（1 名）
- ②研究用消耗品の納入が業者側の都合によって遅れ、これが年度をまたいでしまったことから、年度末において、業者側の会計処理上前受け金として処理された（1 名）
- ③共同研究の相手機関から業者に前渡しされていた資金が、業者側の会計処理上、誤って当研究所からの資金による前受け金として取り扱われていた（1 名）

(2) 預け金の金額及び種別

不適切な経理に関与した 43 名に関する調査、並びに業者から提供を受けた平成 18 年度及び 19 年度に新たに前受け金に計上したとする契約案件（123 件）の調査において、研究所内に保管されている書類等の検証から、預け金等を発生させるための架空取引等不適切な経理が、平成 13 年度から総数 182 件、合計 66,578,271 円の契約に対して行われたことが確認された。年度ごとの推移については、下表のとおりである（単位：円）。

13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
544,823	2,334,589	7,651,508	14,618,543	30,922,435	6,244,642	4,261,731

とりわけ、業者から情報提供を受けた平成 18 年度及び 19 年度においては、計 11 名の職員の関与、契約総数 35 件、合計額 10,506,373 円が確認された。具体的に 35 件の内訳は、業者から情報提供を受けた契約案件の詳細調査から、①預け金を作るために行われた契約 21 件（5,502,282 円）、②先行発注分を精算するために行われた架空発注等 6 件（2,872,685 円）が明らかになり、また職員からの聞き取り調査において預け金を作るために行われた契約 28 件（7,055,873 円）が明らかとなった。（なお、一部重複がある。） 単年度当たりの 1 人当たりの預け金額は、4,704 円から

4,962,027円と幅がある。

また、「預け金」を資金別に見ると、平成13年度から現在までの不適切な契約総額66,578,271円の内訳は、運営費交付金56,619,420円、受託研究（1件・独立行政法人理化学研究所から）3,386,040円、科学研究費補助金6,572,811円となっている。

なお、このうち運営費交付金以外の外部の資金については、その資金元からの要請に従い、当該資金で不適切な経理処理のあった職員の当該業者及び他社との過去5年間の全ての契約について、研究所に保存されている伝票類及び研究者の保存している記録等により確認したところ、特に問題となる点は見いだされなかった。

（3）預け金の開始時期及び経緯

研究者からの調査によると、開始時期については、以下のとおり。

- ・平成13年度の独法化以前から：18名
- ・第1期中期計画期間中（平成13年度～平成17年度）：17名
- ・第2期中期計画期間中（平成18年度～ ）：0名
- ・不明の者：8名

また、預け金を始めた経緯については、以下のとおり。（カッコ内の研究者数には重複がある。）

- ・年度末に発注できない期間があるため（22名）
- ・要求から納品までの期間が長く、必要な物品が迅速に手に入らないため（22名）
- ・予算を年度内に使い切るため・予算の繰越ができないため（12名）
- ・先輩から受け継いだ（7名）
- ・研究の進展を優先した（2名）

などである。

（4）預け金の使途

預け金からの支出については、近年分を含め業者側からは具体的な情報が得られておらず、研究者から提出された資料・情報に基づき検証作業を行ったところ、平成13年度から19年度における預け金からの不適切な支出として、関与した職員33名、品目2,153件、総額71,905,210円、そのうち、平成18年度及び19年度においては、それぞれ479品目及び396品目、19,036,220円及び16,867,085円を確認した。同時にその支出リストについては、業者に対し納品の事実の確認を求め、また念を入れて、特に大量又は高額のもの、業者が通常取り扱うとは考えにくい物品（試薬類や理化学機器類でないもの）等を中心に135件の品目について業者の売上げ台帳との突き合わせを行った。

また、各々の支出内容について、試薬類や理化学機器類以外に、特に OA 機器関連品やデジタルカメラなど汎用性があるものについて、当該物品の使用目的等を個別に研究者に確認し、必要に応じて各研究室において現品調査等を行った。その結果、これらの預け金から支出された物品等は研究目的で使用されており、私的流用等は確認されなかった。

(5) 預け金の残高

今後、業者に対する返還要求額となる平成 19 年度末預け金残高は、業者側取締役営業部長が平成 20 年 6 月 26 日に研究所総務部長を往訪し手交した書面（「平成 19 年度末の貴所に対する売掛金・前受け金を下記の如く報告致します。」）において前受け金として認諾した金額 31,618,246 円と認定した。業者側からその後情報が得られておらず、しかも、上記「2.（4）業者への調査」において述べたように、研究所において当該金額の妥当性を立証するに足る十分な資料がないことから、業者側情報の確認がとれない状況の中で、①外部資金源等からの求めに応じて当該外部資金が不適正に使われている場合には、その返還に応じる、②当該業者に対して、預け金の返還を請求する、という目的に照らし、現在のところ、この金額を平成 19 年度末預け金残高としたことはやむを得ないものとする。

4. 再発防止のための提言

(1) 本件の原因

本件の原因については、直接的には、納品がないにもかかわらず支払いが行われていることに尽き、そのような不適切な手続きを行った研究者に責任があるのはもちろんであるが、今後の再発防止の観点からその要因について探ると、研究者からの調査により、主に①預け金を設ける方法として使われた単価契約において、発注と納品の検収が現場にゆだねられていたこと、②研究の進展に応じて、迅速に研究用の試薬、物品等を購入する必要があるという研究者側のニーズに十分対応できる購入手続き・仕組みなどになっていないこと、が明らかになった。

前者に関しては、検収が適切に行われず、納品されていないものについて支払が可能であった体制にも原因があると言わざるを得ない。具体的に単価契約については、契約課が、前年度末に「単価」について入札決定しておいた物品等を、現場において会計システムを用いて発注している。そして、納品の確認検査については、本来は契約事務取扱要領第 30 条に従って、「--- 契約担当役等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいて行うものとする。」とされ、契約担当役等の補助者（検査職員）が行うこととなっている。しかしながら、検査調書の作成が不要な 200 万円を超えない物品については、これが職員に徹底せず形骸化しており、検査職員ではない現場の研究者（要求者等）に委ねられており、第三者が検

査に立ち会う等の牽制効果を課す場面がなかった。

後者に関しては、具体的には、以下のとおりである。

①年度末に発注できない期間があるため

年度末及び年度当初においては、決算、年間契約締結事務等により契約課が起票を原則受け付けない期間が相当程度あった。これにより、研究者は研究の進展に応じて試薬、消耗品等の購入を急ぐ場合であっても、単価契約品目以外の入手に困難を感じるが多かった。

②要求から納品までに時間がかかりすぎる（2週間～1ヶ月）

契約は、単価契約以外の物品については契約課において処理されるが、物が要求されてから納品されるまでに相当な時間がかかってしまう事があり、至急に研究資材を必要とするときには業者に直接発注した方が早く納入できるため、都合がよかった。

③年度内に予算消化するため・予算の繰越ができないため

運営費交付金自体は、渡し切りの経費であることから機関として繰り越すことは可能であるが、それを研究所内で配分し、年度末に残額があった場合には、契約済み繰越など一部の場を除いては、残額は回収されていた。

研究者からの調査により明らかとなった主な原因は以上のとおりであるが、本件のような不適正経理が旧国立研究所時代からという長期間にわたり、かつ数十人が関与する形で広範囲に行われ、見過ごされてきたということは、業務運営の基本的なところに問題があったと考えられる。業務運営の適正さをチェックするための組織的な取り組みとしては、研究所においても監査室が設けられ、1名の職員が共済組合支部の業務、個人情報の管理業務や科学研究費補助金の執行状況などを監査し、またコンプライアンス室が設けられ、研究不正を含めた内部通報を受け付け、対応する体制が取られている。しかし、これらの体制が十分に機能してきたとは言えず、今後の機能強化が求められる。

(2) 再発防止のための提言

上記(1)に述べた原因を踏まえれば、今後このような不適切経理の発生を防止するためには、主として以下のような方向での業務の改善を図る必要がある。

①検収機能の強化

検収機能の強化と検収・検査における責任体制の明確化、制度の簡便化を図り周知徹底する。より効果的、効率的な検収方法を考案し実施する。

②起票停止期間の大幅な短縮

決算、年間契約締結事務等の他業務との関連、問題点等の整理を行い、起票停止期間の大幅な短縮を図る。

③起票から契約までの期間短縮化

起票から納品までの期間を短縮化することを目的に見積合せの下限額設定について実現性を含めて検討する。

④研究者、事務職員双方にとって効率的、かつ、適正な契約手続等の検討

研究者発注、立替払い等の効率的な研究遂行を可能にする新たな仕組みを検討する。その際、新たに生じる不正発生要因に対する措置も含めた検討を行う。

以上のほか、研究者側のニーズを円滑かつ組織的に汲み上げていくための取り組みとともに、決められたルールなどについては、研究者側にわかりやすく伝えることが必要である。他方、研究者側に対しては、研究費は公的資金によるものであり、その観点からの制約はあることを厳しく認識させるべきである。既に文部科学省がかねてより研究費不正防止ガイドラインを定め、公的経費で運営されている機関に対する不正防止対策の徹底を求めてきており、上記の提言などを不正防止計画として早急に具体化し実行していくことが重要である。これらを含め、今後の研究所の運営に関しては、多様性のある組織を目指して、女性職員、若手職員、任期制職員など様々な立場の職員の意見、考え方も積極的に吸い上げていく必要があり、そのための日常的なシステムを作り、風通しのよい活気ある職場にしていくことが重要である。

研究所においては、我々の提言を十分に踏まえ、再発防止に役立てることを期待する。

(添付資料)

職員への調査及び業者への調査の実施状況（総括表）

予備調査の段階を含め、職員への調査及び業者への調査の実施状況を取りまとめると以下のとおりである。

年月日	調査の実施状況
H20. 5. 23	総務部長等が業者を訪問し、預け金の有無等について情報提供を要請。
H20. 6. 2	理事長、両理事、企画部長、総務部長が 5 人のセンター長又は副センター長とともに、5 研究センターを分担し、主任研究員以上の研究者等総数 163 人から聴き取り調査を実施。必要に応じ追加的にも実施。（6 月中旬まで）
H20. 6. 20	総務担当理事が業者側社長に面会し、取引内容の確認のため帳簿類の閲覧等に関する協力を要請。
H20. 6. 23	聴き取り調査の対象外の職員約 600 人を対象として預け金への関与について書面調査を実施。
H20. 6. 27	文部科学省宛「不適切な手続きによる研究費の支出について」報告書を提出。
H20. 7. 7	総務担当理事及び研究担当理事が業者側社長に面会し、預け金に係る取引内容及び預け金からの納品に係る情報提供、帳簿類の閲覧等に関する協力を要請。
H20. 7. 10	第三者委員会（第 1 回会合）
H20. 7. 14	第三者委員会による調査票を予備調査で判明した 43 人に送付。
H20. 7. 16	総務担当理事及び研究担当理事が業者側社長に面会し、預け金に係る取引内容及び預け金からの納品に係る情報提供、帳簿類の閲覧等に関する協力を引き続き要請。
H20. 7. 23	理事長及び両理事が、H20. 7. 14 の調査票に基づき、職員からの聴き取り調査を実施。（7. 25 まで） 以降、役員及び部長クラスにて随時職員からの聴き取り調査を実施。
H20. 7. 29	第三者委員会（第 2 回会合）
H20. 7. 30	総務担当理事及び研究担当理事が業者側社長に面会し、研究所が収集した研究者側からのデータに関して、業者側帳簿類との突き合わせを行うことにつき協力を要請。
H20. 8. 1	研究所が収集した研究者側からのデータを業者に提供し、引き続き業者側帳簿類との突き合わせを行うことにつき協力を要請。
H20. 8. 5	総務担当理事が業者側社長に面会し、研究所が収集した研究者側からのデータに関して、業者側帳簿類との突き合わせを行うことにつき引き続

	き協力を要請。
H20. 8. 5	研究所の全職員（786 人）に対して、預け金への関与を最終的に確認するための調査（書面調査）を実施。
H20. 8. 7	研究所の調査チーム員が業者を訪問し、研究者側からのデータ（預け金からの納品（135 件）に関して、業者側売上げ台帳との突き合わせを実施。（及び 12 日）
H20. 8. 12	業者が前受金に計上したとする発注案件について、納品の有無を確認するための調査を実施。また、業者に対する預け金について職員個人毎の金額等を確定するための調査を実施。
H20. 8. 13	平成 15 年度から 17 年度に交付された科学研究費補助金等の競争的資金について、預け金等の有無に係る書面調査を同補助金受領者等に対して実施。
H20. 8. 18	第三者委員会（第 3 回会合）
H20. 8. 26	第三者委員会（第 4 回会合）

